

氏名 (生年月日)	アスマ カズ タカ 飛鳥馬 一 峰 (1978年9月23日)
学位の種類	博士 (史学)
学位記番号	文博甲第130号
学位授与の日付	2019年3月15日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	13世紀前半都市ローマ及び中部イタリアにおける教皇権
論文審査委員	主査 杉崎 泰一郎 副査 鈴木 直志・渡邊 浩 (藤女子大学文学部教授)

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 本論文の概要と意義

中世において教皇権は「普遍性」、すなわち西方キリスト教世界 Christianitas、キリスト教共同体 respublica Christiana、カトリック教会の長という側面と、領域君主という「地域性」を有していた。本論文は後者に注目し、12世紀末から13世紀半ばころまでの教皇権が、都市ローマ及び中部イタリアにおいて行使した権威と権力について考察したものである。該当する時期の教皇であるインノケンティウス3世 (在位1198年～1216年)、ホノリウス3世 (在位1216年～1227年) グレゴリウス9世 (在位1227年～1241年) の領域統治について、先行研究は中世後期や近代の教皇たちの功績と比較して低く評価する傾向があり、考察のため使用された史料には偏りがみられた。そこで本論文は文書史料、叙述史料、儀礼史料などさまざまな史料を読み解き、教皇が挙行した儀礼、教皇による領内の移動と滞在都市での行動、文書発給と発給先の検証など多角的な視座から考察を進めた。そしてこの時期の教皇が領域統治を行うために、領域内の有力都市や領主と「封建的な双務関係」をもとにしたネットワークを緊密に結んだこと、普遍的権威を持つ教皇ならではの権能 (聖人列聖、贖宥の付与、異端審問、教会儀礼) なども用いたことを明らかにし、新たな理解をもたらすことを目指した。

2. 論文の構成と内容

序論

第1節 問題の所在

第2節 研究史

第3節 史料

第I部 「教皇領」とは何か？

第1章 Patrimonium S. Petri から Terre Ecclesie へ：中世における「教皇領」の変遷

第1節	領域名と範囲の変遷
第2節	叙述史料における変化
第3節	文書史料における変化：patrimoniumとterra ecclesie
第2章	「教皇領」の構成と支配
第1節	教皇文書による認可の形式
第2節	教皇と各地の勢力との関係
第3節	統治官
第4節	教皇による城砦・所領の確保・買収と都市と城砦間の対立への介入
第5節	往来の安全確保
第II部	中世盛期の教皇と都市ローマ
第3章	協定（1188, 1235年）から見た教皇と都市ローマ
第1節	中世都市ローマ研究と史料の状況
第2節	二つの協定の内容
第3節	教皇と都市ローマの関係
第4章	教皇儀礼から見た教皇と都市ローマ：伝記史料と儀礼史料の比較から
第1節	背景：教皇と都市ローマ間の対立と和平
第2節	史料上の「ローマ」
第3節	舞台装置としての都市ローマ
第III部	教皇宮廷の移動とその影響
第5章	教皇グレゴリウス9世の「教皇領」内移動と滞在都市
第1節	教皇の移動の概観
第2節	教皇グレゴリウス9世の移動とその特徴
第3節	滞在地での行為
第4節	文書発給と滞在地への影響：ペルージャでの滞在から
第6章	13世紀前半「教皇領」内における都市ローマ出身のポデスタ
第1節	都市ローマの支配者層とポデスタ就任者
第2節	各都市のポデスタ招聘・任用
第7章	教皇不在のローマ：中世盛期都市ローマとその周辺における教皇代理の活動
第1節	教皇代理の概観
第2節	枢機卿ステファヌスの教皇代理としての活動
結論	

3. 各章ごとの内容

第I部（第1章、第2章）は「教皇領」をどのように捉えるべきかを考察した。第1章では、「教皇領」の実効的支配についてではなく、あくまで「教皇領」とされる領域についての史料上の呼称

と、史料において記載され所有が主張されてきた空間の変化を取り扱った。第2章では、各伝記史料内の叙述に見られた都市や領主への特権認可と教皇への忠誠誓約、統治官の任命、城砦・所領の確保・買収、往来の安全確保の4点の特徴についてそれぞれ検討し、「教皇領」の構成と支配について考察した。そのため、教皇の保護特権証書全体を取り上げ検討し、その上で中部イタリアへの文書発給を位置づけた。そしてその文書の内容から教皇による都市、領主、城砦への特権認可と忠誠誓約について検討した。また、城砦の購入や街道を整備することによって、都市や領主など個々の封建関係の集合体が徐々に形成され管区の基礎となったことを提示した。

第II部（第3章、第4章）は都市ローマを中世盛期のイタリア都市の一つとして、そして領内における教皇の行動を考察するための出発点ととらえ、教皇との関係を考察した。第3章では、初めに教皇と都市ローマの関係が詳細に記述された2つの協定を検討した。第一の協定は1188年に教皇クレメンツ3世との間に結ばれたものであり、これは12世紀の教皇と都市ローマの間に結ばれた協定の内容を詳細に記す唯一の史料である。この史料からは都市ローマ側の教皇に対する義務と権利、利害を読み見ることができた。第二の協定は1235年に教皇グレゴリウス9世との間に結ばれたもので、そこには都市ローマへの帰還を巡る教皇と都市ローマの間の交渉過程、1188年の協定を踏まえた教皇への再服従の誓約、そしてそれを行う場の流れや誓約する人物が詳細に記されていた。この二つの協定から、都市ローマの自治組織と教皇を中心としたローマ教会との関係、両組織内の人物関係から13世紀前半の都市ローマと教皇の関係を示すことができた。第4章では教皇の儀礼の詳細について叙述史料と儀礼史料を比較検討し、教皇と都市ローマの関係を考察した。まず、13世紀前半の教皇の即位儀礼挙行の場を巡る背景として、12世紀後半の教皇と都市ローマの政治的な対立から1188年の教皇クレメンツ3世と都市ローマとの協定に至るまでの経緯について説明した。次に1188年の協定の影響として、儀礼史料の中に都市ローマの執政職であるセナトーレの役割が規定されたことを提示した。そして儀礼史料と伝記史料の即位儀礼に関する部分を照合し、儀礼の舞台装置としての都市ローマの役割に注目し、儀礼の挙行される場を区切る城壁と、儀礼に参加する人々について検討した。この2つの章で、教皇と都市ローマの関係が相互依存の関係であり、対立はするが融和を常に模索する関係だったことを明らかにした。

第III部（第5章、第6章、第7章）は教皇の領内移動と滞在都市での行動、教皇不在時の都市ローマと教皇の関係を考察した。第5章では、13世紀前半の教皇と領内の都市との関係、滞在都市における教皇の権力行使の状況を、教皇の各都市での滞在時の発給文書や叙述史料において教皇の行動を記述した箇所から考察した。その際、滞在地への文書発給だけではなく、周辺都市への文書も検討対象とした。先行研究が軽視している13世紀前半の教皇グレゴリウス9世を中心に扱い、グレゴリウス9世の主要な滞在都市であるアナーニ、リエーティ、ヴィテルボ、ペルージャを検討対象とした。これらの都市滞在中の文書発給状況の考察から、教皇の滞在地での現前性が都市コムーネ自体と都市民に与えた影響を示した。さらに対異端政策、聖人列聖、教会献堂、贖宥の認可といった行為の重要性を指摘した。

第6章では、中世イタリア都市コムーネの行政官の1つであるポデスタについて、都市内部にお

ける機能・役割ではなく、ポデスタ採用による都市外部とのネットワーク形成と都市内部への影響について焦点を当てた。具体的には領内の各都市における都市ローマ出身ポデスタ任用を検討し、教皇との親族関係や利害関係あるいは敵対関係が都市ローマ、領内諸都市にどのような影響を与えたのかを考察した。そのため、まず都市ローマ内でどのような家系出身者が都市自治の中心的役割を担い、ポデスタとして招聘されるのか、1242年に都市ローマ、ペルージャ、ナルニ間で結ばれた同盟協定文書に署名した評議員リストから分類した。次に領内において都市ローマが他の都市に対し形式的にも実質的にも優位な立場にあったという点が領内の都市間の協定文書の検討から明らかになった。そして領内の各都市が都市ローマ出身者をポデスタとして受け入れる方法・理由について、教皇とペルージャ、ヴィテルボ、オルヴィエート、トーディなどの都市との関係も視野に入れ検討した。そしてこれらの都市において共通して招聘された都市ローマ出身ポデスタの経歴を検討することで、教皇、都市ローマ、そして各都市の関係を考察した。

第7章は、教皇不在時の都市ローマと教皇の関係を考察した。そのため、13世紀中葉インノケンティウス4世在位期間に教皇代理となったサンタ・マリア・イン・トラステヴェレ司祭枢機卿ステファヌス（・コンティ）に焦点を当てその活動について検討した。インノケンティウス4世期は、13世紀前半の中部イタリア政策の核だった統治官の任命と教皇による各都市への移動が見られなかった。しかし、中部イタリアにステファヌスらを配置する政策に先代教皇たちを継承する面があるため、教皇代理ステファヌスの活動を考察して13世紀前半の教皇が残した影響を明らかにした。そのために教皇代理職への就任者と教皇代理の職務について概観し、その後枢機卿ステファヌスの活動について史料を用いて検討を加えた。

以上の考察を通して示したことは以下のものである。教皇と当該地域および各都市の関係は、むしろ教皇を介した都市間ネットワークと教皇との間に取り結んだ「封建的な双務関係」を軸とするものであった。そしてこのネットワークは、教皇が各都市を移動することや統治官などを派遣することによって維持された。そして教皇は都市への文書発給や自身の移動、都市への滞在、各種の儀礼的行為によって領域支配と秩序形成を成し遂げていった。

4. 本論文の評価

【成果】

教皇史の研究は主として俗権との対立や教会改革など、教皇による普遍的権威の獲得や確立といった側面から行われてきた。これに対して本論文は、これまで軽視されてきた領域統治という教皇の現実的基盤をなすと想定される世俗的側面や、教皇と都市ローマや領域内に所在する都市との関係など、教会史のみならずイタリア都市史においても研究の手薄な分野を対象としており、研究史上の空白を埋める極めて貴重な研究と評価される。

研究文献や史料の広範な分析を通じて領域統治の実態を明らかにしたことは貴重な成果である。とくに文書史料、叙述史料、儀礼史料などさまざまな史料を横断的に使用し、教皇と諸都市などとの「封建的な双務関係」に基づくネットワークの重要性を明らかにしたのは、これまでの研究者が

行わなかったことである。とくに教皇と都市の関係について第3章で二つの協定文書を比較検討し、第4章で儀礼史料と叙述史料を考察し、第6章で都市の評議員リストを詳細に分析することなどで、これまでの研究よりも明瞭に統治の実態を示すことができた。

個別問題のレベルでも、史料不足そのほかの理由で考察対象にされなかった多くのテーマを積極的に取り上げたことも本論文の成果である。第1章で「教皇領」の変遷と同時代の認識という、理念と現実が交錯する難しい研究対象について論じた。続く各章で、ポデスタの都市外との関連における役割、儀礼的な側面での教皇と都市ローマの関係、教皇庁の移動と表裏をなす教皇代理の問題など、これまで軽視されてきた多くの問題に取り組んだ。

教皇インノケンティウス3世期を教皇権の最盛期とする通説に対し、インノケンティウス3世からグレゴリウス9世期まで広げて領域統治の進展を評価し、さらに12世紀後半の数人の教皇や、13世紀後半のインノケンティウス4世期を論じて、本論で扱った時期の位置づけを明確にした。

【課題】

技術的な問題として、ラテン語を引用する際の誤字脱字があることや、人名表記の不統一などが指摘された。

論じる対象が多岐にわたっていることもあって、個別事例の論述について先行研究学説の調査と紹介が不十分と思われる部分がある。たとえば教皇領を「国家」と呼ぶことの問題を提起しているが、批判対象となっている先行研究はこれを実態としての「国家」として扱っているかどうか、などが指摘された。

教皇が領内各地に派遣した「統治官」は、領域支配を進めるために重要な役割を果たしていると思われるため、研究と史料をさらに調査して詳しく論じることで、より豊かな展望が得られると思われる。

教皇の領域支配を主として論じるのが本論の軸であり独自性であるが、教皇の「普遍的側面」にも触れないわけにいかない。本論でも教皇が普遍的権能を領域支配に活用したこと（聖人の列聖、贖宥の付与、異端討伐、教会堂の祝福など）を論じているが、これをさらに詳しく考察することはきわめて有効である。たとえばグレゴリウス9世が各地で発生する異端を討伐するためにドミニコ会を重用し、その創立者であるドミニコを聖人ゆかりの地で列聖したことなどは、教皇の普遍的権威と領域統治について一つの脈絡をもって理解されると思われる。

将来ビザンツ（東ローマ）の皇帝権やドイツの大司教など聖界諸侯との比較を行うことで、さらなる知見が得られると思われる。

5. 最終評価

以上のように今後の課題とすべき点も散見されるものの、先行研究に立脚した問題提起、多様な史料分析をもとにしたオリジナルな考察、広く関心を引きうる結論は有意義なものであると審査委員会は一致して評価した。

論文審査と最終試験の結果を踏まえ、審査委員会は本学位申請者に対し、「博士（史学）」の学

位を授与することが妥当と判断した。